

雇用保険の照合省略

雇用保険関係手続における照合事務の省略について

社会保険労務士が下記の雇用保険関係手続の提出代行等を行う場合、電子申請による届出又は電子申請によらない届出に関わらず、所属社会保険労務士会を通じ管轄労働局に対し「確認書類の照合省略に係る申出書」を提出し、管轄労働局がこの申出に対し照合省略が可能な社会保険労務士と判断して承認すれば、照合事務の省略ができます。

また、この承認を得ている社会保険労務士は平成 30 年 2 月 1 日以降、全国すべての公共職業安定所に対する申請・届出についても照合省略が可能となりました。

申出を希望する会員は、全国社会保険労務士会連合会のホームページより、「確認書類の照合省略に係る申出書」（別紙記載例参照）を県会に提出してください。

新規開業者の方も提出は可能です。但し、申出書の確認事項にあるように、条件付きの承認であり、その後、確認事項に該当しなくなった場合等には、照合省略の確認が撤回されることがありますので、ご注意ください。

なお、照合省略の対象社会保険労務士が当該手続を行う際には、「社会保険労務士法第 17 条に基づく審査事項等の付記」は必要ですが、電子申請の場合は照合省略の承認を得ていれば当該付記は必要ありませんのでご注意ください。

照合事務の省略手続



- ①：宮城県社会保険労務士会所属の社会保険労務士（以下、「社会保険労務士」という。）が、宮城県社会保険労務士会（以下、「宮城県会」という。）に申出書を提出する。
- ②：宮城県会は、申出書の原本及び一覧リストを宮城労働局に転送する。
- ③：宮城労働局から社会保険労務士に、照合省略の対象社会保険労務士とする旨又はしない旨の通知を行う。

申出社労士の氏名

確認書類の照合省略に係る申出書

(宮城 四郎) に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなるのが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

令和 年 月 日

宮城 労働局職業安定部長 殿

【住所】欄

◆開業会員/法人の社員

事務所の所在地(郵便番号含む)および名称を記載

◆勤務会員

勤務先住所(郵便番号含む)および勤務先名を記載

社会保険労務士

住 所

980-0014
仙台市青葉区本町1-9-5
〇〇社労士事務所

登録番号 04012345氏 名 宮城 四郎

押印又は自筆による署名

《手続一覧》

- (1) 雇用保険被保険者資格喪失届
- (2) 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- (3) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- (4) 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- (5) 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- (6) 高年齢再就職給付金の支給申請
- (7) 育児休業給付金の支給申請
- (8) 介護休業給付金の支給申請

なお、(1)に添付される離職証明書については、⑦(離職理由欄)を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

【氏名】欄

- ・申出社労士の氏名
- ・社労士個人の印鑑